

議案第 27 号

別府市の公の施設を日出町の住民が利用することに関する協議について

別府市の公の施設を日出町の住民が利用することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 公の施設の名称及び所在地

次の表のとおり

名 称	所在地
別府市男女共同参画センター	別府市大字別府字野口原 3 0 3 0 番地 1 6

2 利用方法

利用に係る公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

公の施設の管理に要する経費は、別府市の負担とする。

理 由

別府市の公の施設の一部を日出町の住民が利用することについて、協議したので提出する。